

【参考】

共同研究等における「研究協力者」の考え方について

産学・社会連携課
受託共同契約係

【研究協力者について】

九州大学共同研究規則第3条において定義する研究協力者（研究担当者以外の学内外の者）は、具体的には以下の者とする。また、共同研究等に研究協力者を参加させる場合は、国立大学法人九州大学就業通則の適用除外となっているため、別に定める**覚書を取り交わす**ものとする。

- (1) 学内の者:国立大学法人九州大学就業通則の適用を受けない者（学部生、大学院生）
- (2) 学外の者：個人（名誉教授等）

※ 国立大学法人九州大学就業通則の適用を受ける者のうち研究代表者以外の研究者が、共同研究を実施する場合は、すべて研究担当者とする。

【他機関所属の研究者について】

研究開始前から明らかに発明等が予想され、成果の帰属が伴うような他機関所属の研究者が、共同研究に加わる旨の申し出が研究代表者からあった場合は、部局の判断のもと当該研究者の所属する機関と共同研究契約を結ぶ手続きをとる。

※ 科研費等という「研究協力者」は広義、共同研究という「研究協力者」は単独又は共同発明の可能性があり、研究代表者の指示の下、研究を遂行するための秘密保持などを約することを主な内容としている。

→単なる参加者は研究協力者ではない。したがって、契約書の記載や参加の覚書は不要。